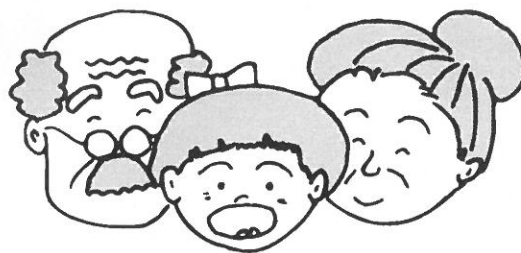


社

協

だより

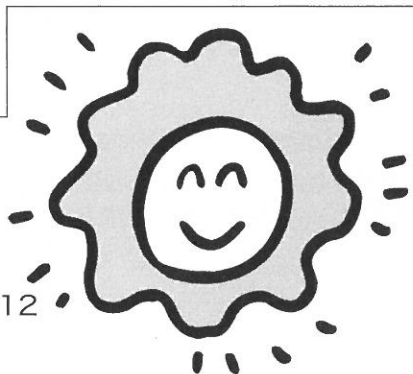


子ども達が安心して登下校できるように！ 登下校時見守りボランティア募集中♪



たかやま よしはる
高山好晴さん
梅園地区で活躍中！

4月に新年度がスタートし、子ども達が元気に登下校している姿が見られるようになりました。子どもたちが安心・安全に登下校出来るように、通学路で見守り活動をしてくださるボランティアさんを現在大募集しております！登下校時見守りボランティアとして社協にご登録していただいた方には、オレンジ色のジャンパーやベスト・帽子・腕章などをお貸出ししておりますので、そちらを身に着けてのご活動をお願いしております。活動をして下さっているボランティアさんからは、「毎日顔を合わせているうちに、元気に挨拶をしてくれるようになった！」「子ども達の成長がみられるのでとても嬉しい！」とのお声を伺っています。自宅の近くの通学路に立って活動をしたり、日課の散歩と合わせて見守り活動をしたりと、皆さんそれぞれ自分の生活にあった形で無理なく見守り活動をしていただいております。ご興味がある方はぜひご連絡をお待ちしております。



発行：社会福祉法人 越生町社会福祉協議会

〒350-0416 越生町大字越生908番地12

TEL 292-2977
FAX 292-5616



この社協だよりは再生紙を使用しています。

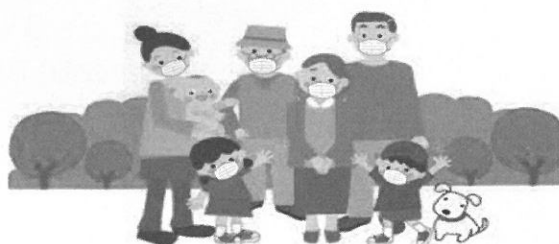
令和3年度 ～住み慣れた町でいつまでも安心して暮らすために～ 社会福祉協議会会員を募集します

令和3年度も7月から8月にかけて、自治会長（区長）様や組長様・班長様等の地区役員様を通じて社会福祉協議会会員の募集をさせていただくこととなりました。この機会に、多くの皆様のご加入をいただき、越生町の地域福祉の推進にご協力くださいますようお願い申し上げます。

世帯主様のご加入で世帯全員が会員となります。この会費によって下の図（社協のサービスの一部を表記）に代表される在宅福祉サービス等を提供することができると同時に、町内のボランティアによる活動を推進することができます。

社協では、あったら良いなというような社会資源を企画運営するだけでなく、ボランティア活動に代表されるような住民の皆様が地域福祉に参加できる機会を提供することにより、住民どうしの助け合い活動を推進しています。

なによりも、この会員加入そのものが地域福祉への参加であり、「住み慣れた町でいつまでも安心して暮らすために」の活動を進める運動となりますので、引き続きのご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。



給食サービス

お困りの方へお弁当をお届けします

利用者：60歳以上の単身高齢者又は、60歳以上の方だけで構成する世帯で、身体的・精神的理由により調理が困難となっている方。

※越生町より受託分の月曜日と第1・第3木曜日の年齢要件は65歳以上となります。

平日毎日1食（越生町の受託分を含め）業者やボランティアが配り、ご利用の方の見守りや安否確認も行っています。

利用料：1食600円



理容サービス

自宅に床屋さんに来て散髪できます

利用者：在宅でねたきりの65歳以上の高齢者又は重度心身障がい児・者で外出困難な方。年間6回を限度に町内の理容店が出張散髪を行います。女性の方もご利用いただいています。

利用料：1回1,000円

- 一般会員 1,000円
- 賛助会員 3,000円以上
(一般会員1,000円を含む)
- 特別会員 10,000円以上
(一般会員1,000円を含む)



車椅子貸出サービス

ケガ・病気等で必要な方に車いすを貸出

対象者：在宅で介護等している社協会員の世帯。
1ヶ月単位で貸出します（延長可）。

利用料：無料

ボランティアセンター

ボランティアの受付・派遣

ボランティア入門講座・
ボランティア事業も企画



法人後見事業

意思・判断能力の低下のある高齢者・障がい者等の成年後見人となり身上監護・財産管理を実施。後見以外の権利擁護事業もあります。

地区サロン（週1サロン・月2サロン）

高齢者等を地域で見守る拠点づくりを支援しています。茶話会を中心に、地区ごとに特色のある内容を補助しています。

令和3年度社会福祉協議会当初予算

令和3年度の法人全体の収入支出予算の総額は64,132千円となりました。

これは、越生町からの受託金、共同募金配分金等を全て含めた予算額となります。詳細は社協のホームページ<http://www.ogose-shakyo.or.jp/>にて情報公開を行っておりますので、ご確認をお願いいたします。

越生町からの受託事業や本会の人件費、事務費には別の財源を充てております。みなさまからご協力をいただく会費はボランティア・地域福祉事業費として大切に活用させていただきます。引き続き、会員加入という形で越生町の地域福祉へのご参加とご協力をよろしくお願い申し上げます。

金婚祝のご案内

婚礼50周年をお迎えのご夫婦に社会福祉協議会より、祝詞と記念品をお渡しいたします。該当となる要件は下記のとおりです。ご確認のうえご申請下さい。

＜今年度の該当要件＞

1. 昭和45年9月16日から昭和46年9月15日までに婚姻届を提出されたご夫婦。
2. 1年以上前に越生町に転入していて、すでに金婚を迎えているが、まだ顕彰を受けていないご夫婦。
3. いずれの場合も、ご夫婦ともに9月1日現在にご健在であることが要件となります。

＜申請方法＞

1. 戸籍抄本(1部)を社協窓口まで直接ご提出ください。
2. 申請締め切り日は8月2日(月)です。

＊お電話での申し込みも受け付けております。

ふれあいルームからのお知らせ

高齢者の方が集えるサロン『ふれあいルーム』(黒岩259-1)は、令和3年度より毎週火曜日と木曜日の午後はお休みとなりました。開所時間は下記のとおりです。感染症対策のため定員を設けた予約制で行っておりますので、ご参加をご希望の方は、ふれあいルーム(277-2220)までご連絡ください。

営業日

月曜日：10時～12時・13時～16時

火曜日：10時～12時

水曜日：10時～12時・13時～16時

木曜日：10時～12時

金曜日：10時～12時・13時～16時

※土日・祝日・第5週は定休日です。

※毎月の行事カレンダーを確認したい方は、ふれあいルーム・社協窓口へお越しください。社協ホームページ

<http://www.ogose-shakyo.or.jp/>

にも掲載しております。

母子父子の集い事業開催時期のお知らせ

越生町内の母子父子世帯同士の繋がり促進を図ると同時に、親子での交流を深める機会として毎年企画しております『母子父子の集い事業』ですが、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のため、中止となりました。例年8月の夏休み時期に実施しておりますが、今年度はワクチン接種等の関係から、時期を変更して開催を企画しております。開催時期及び内容が決定しましたら、再度広報にてご案内をさせていただきます。なお、事前に社協にご登録いただければ、直接ご案内のパンフレットをご自宅にお送りします。お気軽に社協事務所にご連絡ください。



お家で学ぼう！オンライン・ボランティア入門講座 受講者募集♪

お家時間が増えた今だからこそ新たな学びを始めてみませんか？最近よく耳にするようになった“ボランティア”ですが、実際にはどのような活動がボランティアなのでしょう。ボランティアについて学びつつ、越生町内では現在どのようなボランティア活動がされているのか一緒に学びましょう。そして、今回は新型コロナウイルス感染対策のため、オンライン（zoom）にて開催いたします！zoom初心者の方も、操作方法を事前にレクチャーしますので、ぜひチャレンジしてみてください。皆様のお申込みお待ちしております。

講座内容	日 時	概 要
オリエンテーション	6月5日(土) 10:00～10:30	zoom接続テストをしつつ、参加者皆さんで自己紹介をして講座の準備をしましょう！
基礎講座Ⅰ	6月19日(土) 10:00～12:00	ボランティアってそもそも何？ まずは基礎から一緒に学びます。
基礎講座Ⅱ	7月3日(土) 10:00～12:00	その上で、身近なボランティア活動、自分に出来るボランティア活動を見つけましょう。

参 加 費：無料

※ただし、ご自宅のパソコンもしくはスマートフォンにおける、インターネット接続環境の整備費用及び通信費用は個人負担となります。

募集期間：令和3年5月26日（水）まで

そ の 他：①年齢・性別・ボランティア経験の有無等一切問いません。

②オンライン講座日の前に、ご自宅メールアドレス（PCもしくはスマートフォンで確認できるアドレス）に参加IDとパスワードをお送りいたしますので、そちらを利用してzoomにログインし、受講してください。）



※本事業は越生町からの「生活支援体制整備事業」の委託を受け社協により実施されます。

捨ててしまう前に！収集することで始まるボランティア♪

普段は捨ててしまっている物も、実は活用できるものがあることをご存知ですか？越生町社協では、下記の物を収集しています。皆様のご協力のもと集まった物品は、社協から各収集機関に送って障がい者福祉・国際支援・環境保護などのために活用をされています。まずは、お家にあるものを集めてみるというひと手間からボランティア活動を始めてみませんか？

ペットボトルキャップ

再生プラスチック原料として換金し、医療支援・障がい者支援・子ども達への環境教育などに活用されます。



使用済み切手 書き損じはがき

障がい者施設の建築や修繕の費用に充てられます。※切手は消印を残して、1センチ程度の余白を残してください。



インクカートリッジ

環境のため再利用し、仕分け作業では障がい者雇用の拡大を進めています。



不要な入れ歯

ユニセフを通じて子どもの支援を行ったり、各市町村の福祉事業に寄付をされています。

